

(3) 事業系ごみ排出量

ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は約 4 割であり、過去 5 年間は横ばいで推移しています。

本市は、条例規則で 1 日あたり平均 2 トン以上を排出する事業者を多量排出事業者と定めていますが、市内に対象となる多量排出事業者はありません。

しかしながら、ごみの 4 割を占める事業系ごみの削減を進めるため、新たに「事業系ごみ排出量」を目標項目として設定し、多量排出事業者の規定を見直すとともに立ち入り指導などを行うことで、2023 年度の目標値を平成 29 (2017) 年度から 400 トン削減した 4,847 トンとします。

事業系ごみ排出量を、平成 29 (2017) 年度実績 5,247 トンと比べ、
2023 年度において、400 トン削減し 4,847 トンとします。

(4) リサイクル率 (指標値)

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 25 年 4 月・環境省)では、市町村が把握するごみの範囲が定められており、「市町村が関与しないごみの処理(家電リサイクルや民間の資源回収等)」については適用範囲外とされていますが、前計画ではリサイクル率の目標値として、民間による古紙等の回収量を把握した独自の集計方法を設定しました。

しかし、全国的に、近年急速に拡大している古紙等の民間回収(無料回収所)の増加により、家庭から出る古紙等が集団回収から無料回収所へシフト^{注 4-1}しており、本市においても古紙等の流れ(資源化状況)を把握することが困難になっています。

国の定めるリサイクル率の算出方法では市民のリサイクルに対する取り組みを正しく評価することができないこと、民間事業者による古紙等の流れを全て把握することができないことから、リサイクル率については、施策の効果を表す目安としての指標値に設定しその推移を把握します。

なお、本計画終了後に改定する第 2 次計画においてはリサイクル率と異なる方法で市民が行うごみ分別やリサイクルの努力が反映できる数値目標を設定する必要があります。このことから、市民が可燃ごみとして出したごみに含まれている「分別されていない資源」の量を把握する方法を検討し、継続的に調査を行います。

注 4-1) 集団回収による古紙回収量が、平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度の過去 7 年間に 32,000 トン(岐阜県全体)減少しています。(出典:岐阜県の一般廃棄物・平成 30 年 4 月)

(3) 事業系ごみ排出量

ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は約4割であり、過去5年間は横ばいで推移しています。

本市は、条例規則で1日あたり平均2トン以上を排出する事業者を多量排出事業者と定めていますが、市内に対象となる多量排出事業者はありません。

しかしながら、ごみの4割を占める事業系ごみの削減を進めるため、新たに「事業系ごみ排出量」を目標項目として設定し、多量排出事業者の規定を見直すとともに立ち入り指導などを行うことで、2023年度の目標値を平成29(2017)年度から400トン削減した4,847トンとします。

事業系ごみ排出量を、平成29(2017)年度実績5,247トンと比べ、

2023年度において、400トン削減し4,847トンとします。

(4) リサイクル率

平成29(2017)年度における無人回収所など民間の古紙等の回収量を加えたリサイクル率は25.9%であり、平成30(2018)年度の目標値24%を上回ることができました。

このことから、2023年度の目標値は前計画の目標値を引き継ぎ「民間回収による古紙等の回収量を加えたリサイクル率」を目標値として、リサイクル率30%を目指します。

なお、民間による古紙等の回収量は、本市に設置された無人回収所での回収量ですが、他自治体からの持ち込みもあると考えられることから、市民のリサイクルの努力を反映した値とは言えません。

このことから、市民が行うごみ分別やリサイクルの努力が反映できる新たな基準を設定するため、市民が可燃ごみとして出したごみに含まれている「分別されていない資源」の量を把握する方法を検討し、継続的に調査を行います。

無人回収所などでの古紙等の回収量を把握し、

2023年度のリサイクル率を30%にします。